

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人友遊会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、原則報酬の支給はしない。ただし、監事による本部及び各事業所の定例監査及び経理指導等の業務を行った場合は、職務執行の対価として報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

- 2 監事に対する報酬は、別記1「監事の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 役員等が法人業務を行う場合は、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の職員が役員の場合は支給しない。

- 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 3 出張を伴う場合は、旅費規程に基づき支払うことができる。

理事会・評議員会等交通費及び日当（単位：円）

区分	交通費	日当
理事	3,000	4,000
監事	3,000	4,000
評議員	3,000	4,000

（報酬等の支給日）

第6条 監事の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

1. この規程は平成30年1月10日から施行する。
2. この規程の施行と同時に、平成29年4月1日に定めた「社会福祉法人友遊会 役員報酬規程」は効力を失う。

別記1 監事の報酬

理事会・評議員会以外の業務（定例監査、経理指導等）

1人一律20,000円／1回